

川崎市公告第1215号

長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例環境影響評価準備書及び要約書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書及び要約書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和7年8月4日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価準備書について

1 指定開発行為者

名 称： 川崎市上下水道局

代表者： 川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

所在地： 川崎市川崎区宮本町 1 番地

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

長沢浄水場排水処理施設改良工事

(2) 種類

都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為（第三種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市多摩区三田 5－1－1

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

経年劣化した脱水機設備を含む排水処理棟の更新

(2) 内容

計画地面積：約 37,900 m²

開発行為区域面積：約 16,900 m²

5 指定開発行為の施行期間

2026 年 6 月～2031 年 7 月

6 条例環境影響評価準備書の要旨

第 1 章 指定開発行為の概要

第 2 章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第 3 章 環境影響評価項目の選定等

第 4 章 環境影響評価

第 5 章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響の総合的な評価

第8章 関係地域の範囲

第9章 その他

資料編

7 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和7年8月4日（月）から令和7年9月17日（水）まで

(2) 場所及び時間

多摩区役所10階、生田出張所1階、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥）

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。

土曜日、日曜日及び祝日は除く。

※縦覧開始日（8月4日）は、午前10時から縦覧を行います。